

## あっせん・仲裁

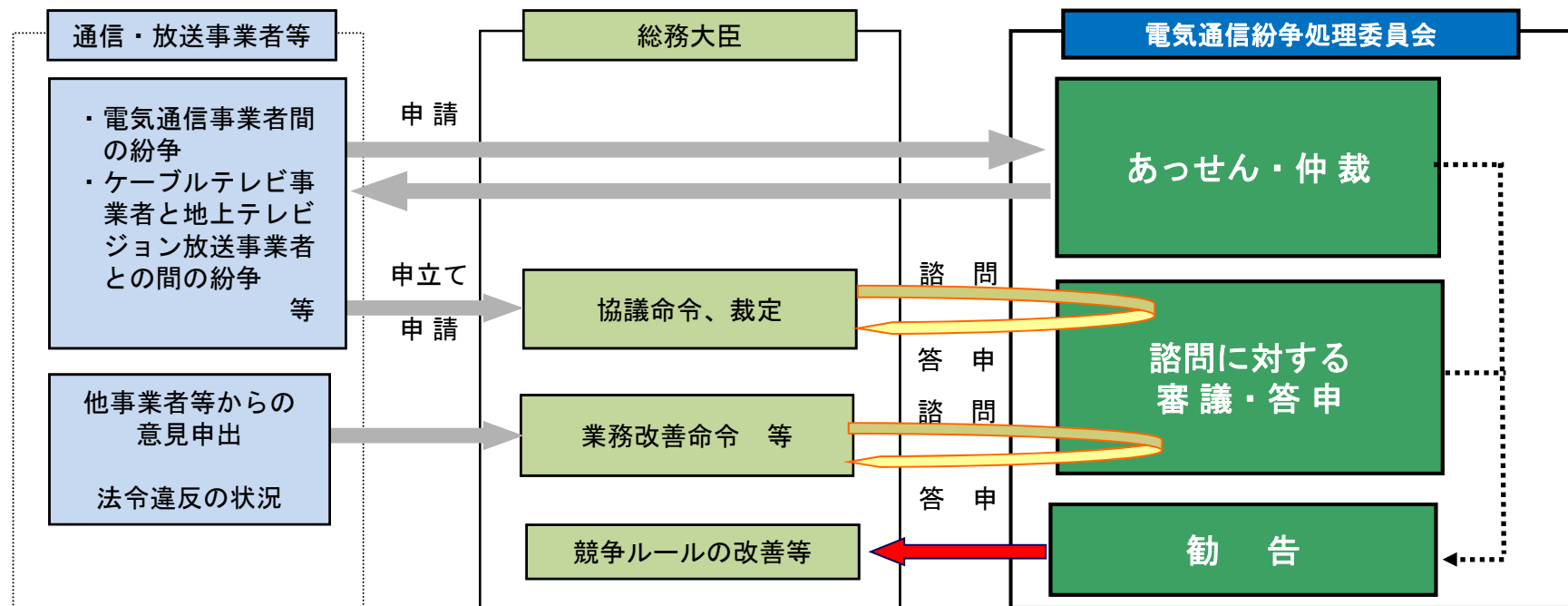
- 電気通信事業者間の接続に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者との間の再放送の同意に関する紛争等に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施。

## 諮問に対する 審議・答申

- 総務大臣が、接続協定に関する協議命令や裁定、再放送の同意に関する裁定、業務改善命令などの行政処分を行う際、諮問を受け、審議・答申。

## 勸告

- あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勸告。



## 相談

- 事務局に相談窓口を設け、事業者間の紛争等に関する相談に対応。

# 委員会の紛争処理等の状況

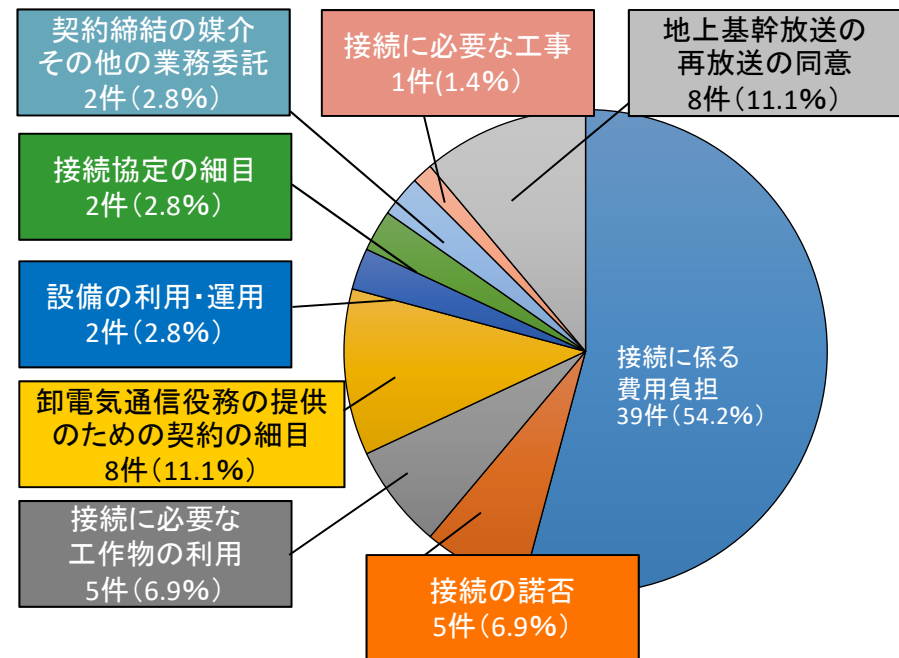
- ・ 委員会では、これまでのあっせん案件については平均して3～4か月で処理し、約6割が合意により解決。
- ・ また、委員会事務局に相談窓口を設け、紛争が本格化する前の事業者からの相談にも対応。

## 紛争処理等の件数

(令和5年3月31日までの累計)

紛争処理等の種類	件数
あっせん	72 件
仲裁	3 件
諮問に対する答申	11 件
勧告	3 件

## あっせん案件の内容



## あっせん案件の処理結果



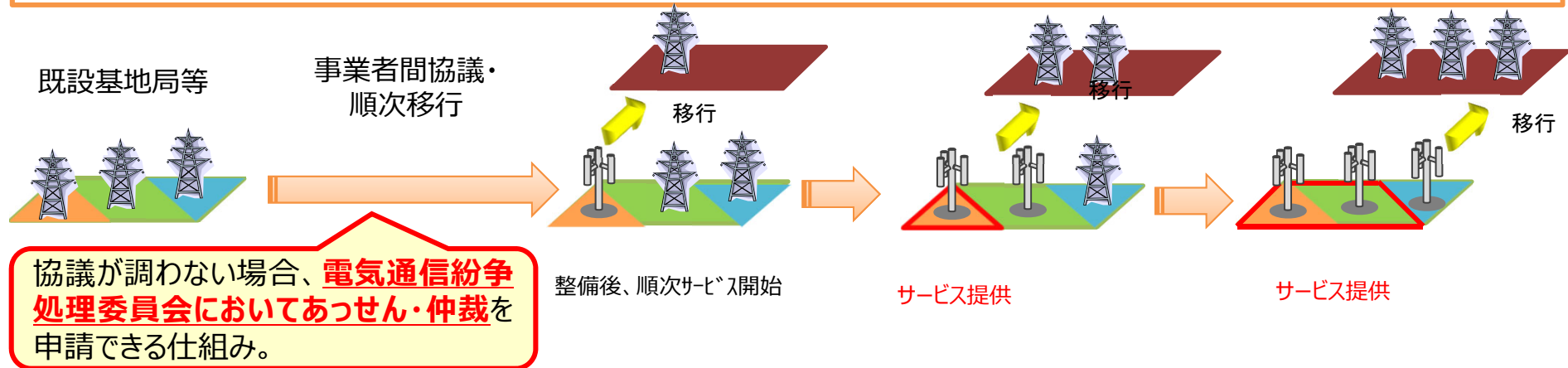
注1:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事案19件及びあっせん案の受諾により解決した事案28件の合計。

注2: 申請取下げ・打切り後に当事者間の協議により解決した事案を除く。

注3:「不実行」とは、一定の場合(他方当事者があっせんを拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等)に委員会があっせんしないこと。

## 1. 改正電波法関係

- **周波数の再割当てを行う場合において**、周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、**既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置の活用を可能とする**。
- 事業者間の終了促進措置の協議が調わない場合、**電気通信紛争処理委員会にアセスン・仲裁の申請を可能とする**。



## 2. 改正電気通信事業法関係

- 指定設備卸役務のうち、多くの事業者が提供を受けている**光サービス卸**や**モバイル音声卸**について、**長期にわたり卸料金が高止まり**している指摘等を踏まえ、指定設備卸役務の提供について、引き続き**相対契約**を基本としつつも、**指定設備を設置する事業者に対し**、当該事業者の**交渉上の優位性**や卸先事業者との間の**情報の非対称性を是正**し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備として、**以下の新たな規律を整備**。
  - **正当な理由のない限り特定卸役務を提供する義務（役務提供義務）**
  - **卸先事業者の求めに応じ、卸先事業者に情報を提示する義務（情報提示義務）**
- **電気通信紛争処理委員会への諮問事項の追加**
  - ① **特定卸電気通信役務に関する協議開始・再開命令**
  - ② **特定卸電気通信役務の提供に関する情報提示義務に違反した場合の業務改善命令**